

千葉県重度障害者等就労支援特別事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度障害者等に対して通勤や職場等における支援を実施することにより、障害者の就労機会の拡大や社会参加を促進することを目的として実施する重度障害者等就労支援特別事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 重度訪問介護等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護若しくは同条第5項に規定する行動援護

(2) 障害者介助等助成金又は重度障害者等通勤対策助成金

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金

(3) 民間企業

障害者介助等助成金又は重度障害者等通勤対策助成金の対象となる事業主。ただし法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型を行う事業所を除く

(4) 自営業者等

民間企業に雇用される者（以下、「被雇用者」という。）及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者

(5) 報酬告示

法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、市内に居住地を有する者、かつ本市から重度訪問介護等の支給決定を受けている者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 民間企業に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上の者（1週間の所定労働時間が10時間未満の者であって、当該年度末までに当該対象者の勤務する民間企業がこれを10時間以上に引き上げることを目指すことが関係者による支援計画書において確認できる者を含む。）
- (2) 自営業者等であって、当該自営等に従事することにより当該対象者の所得の向上が見込まれると本市が認めた者で、自営等に従事する時間が1週間のうち10時間以上の者

(支援の範囲)

第4条 本事業の対象となる支援の範囲は、被雇用者においては通勤支援及び職場等における支援（報酬告示において「通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出」として支給対象外となる部分をいう。以下同じ。）であって、障害者介助等助成金又は重度障害者等通勤対策助成金を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして当該対象者が勤務する民間企業及び関係者による支援計画書において認められた部分（時間）とする。

- 2 自営業者等においては通勤支援及び職場等における支援であって、関係者による支援計画書において認められた部分（時間）とする。

(支援の内容)

第5条 本事業で提供する支援は、通勤又は就労している時間に、指定重度訪問介護等事業者から提供された重度訪問介護等に相当する支援で、次の各号のとおりとする。

- (1) 排せつ、食事、通勤・外出及び代筆・代読等のコミュニケーション等の支援
- (2) 前号に掲げるもののほか、助成金の支給対象外となる喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等の支援

(支援の提供に要する費用)

第6条 本事業における支援の提供に要する費用の額は、次の各号のいずれかによるもの

とする。

- (1) 重度訪問介護に相当する支援は、報酬告示別表第2に規定する単位数に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号。以下「単価」という。）を乗じて算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
- (2) 同行援護に相当する支援は、報酬告示別表第3に規定する単位数に単価を乗じて算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
- (3) 行動援護に相当する支援は、報酬告示別表第4に規定する単位数に単価を乗じて算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（支援計画書）

第7条 本事業における支援の提供は、対象者の業務内容や職場環境等を踏まえて必要な支援をとりまとめた支援計画書に基づいて行うものとする。

- 2 市長は、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、対象者、民間企業、指定重度訪問介護等事業者等関係者との連絡調整を行い、支援計画書の作成支援を行った場合、支援計画書作成支援費として16,000円を支払うものとする。当該相談支援専門員は、必要に応じて、対象者や民間企業に対して本事業や障害者介助等助成金又は重度障害者等通勤対策助成金の申請手続きの支援を行うものとする。

（支給の申請）

第8条 本事業に係る、千葉県重度障害者等就労支援給付費（第6条に規定する費用から利用者負担額を控除した費用をいい、以下「給付費」という。）の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千葉県重度障害者等就労支援給付費支給申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 支援計画書（様式第2号）
- (2) 千葉県重度障害者等就労支援特別事業委任状（様式第13号）
- (3) 雇用されていることを証する書類の写し（被雇用者に限る。）
- (4) 自営業者等であることを証する書類の写し（自営業者等に限る。）

(支給決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、支給が適当であると認める場合は、千葉県重度障害者等就労支援給付費支給決定(変更)通知書(様式第3号)により、支給決定を受けた申請者(以下「支給決定障害者」という。)に対し、その旨を通知するものとする。

3 市長は、支給が不相当であると認める場合は、千葉県重度障害者等就労支援給付費支給却下決定通知書(様式第4号)により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

4 支給決定の有効期間は、第1項の規定による支給を決定した日から起算して、初めに到来する3月31日までとする。

(支給決定の変更)

第10条 支給決定障害者は、第3条に規定する要件又は第8条に規定する申請における内容に変更が生じたときは、千葉県重度障害者等就労支援給付費支給変更申請(届出)書(様式第5号)により、市長に申請し、又は届け出なければならない。

2 前項の規定による申請又は届出の区分については、現に受けている支給決定に係る事項の変更にあつては申請とし、居住地等の軽易な事項の変更にあつては届出とする。

3 第8条及び前条第1項から第3項までの規定は、第1項の規定による申請に添えるべき書類及び当該申請に係る支給決定について準用する。

(辞退の届出)

第11条 支給決定障害者は、次の各号のいずれかに該当するときは、千葉県重度障害者等就労支援給付費辞退届出書(様式第6号)を速やかに、市長に提出しなければならない。

(1) 市外へ転居したとき。

(2) 退職もしくは休職するとき。

(3) 解雇その他の処分を受けたとき。

(4) その他の事由により第3条に規定する対象者でなくなったとき。

(支給決定の取消し)

第12条 市長は、支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消すことができる。この場合において、第3号に該当するときは、給付費の返還を命ずるものとする。

- (1) 第3条に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 不正その他偽りの申請により支給決定を受けたとき。
- (4) その他本事業の利用が適切と認められないとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、千葉県重度障害者等就労支援給付費支給取消通知書(様式第7号)により、支給決定障害者に通知するものとする。

(サービス提供事業者)

第13条 本事業のサービス提供を行う事業者は、重度訪問介護等を実施する法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者(以下「サービス提供事業者」という。)であること。

2 サービス提供事業者は、千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第68号)第2章に定める運営基準と同等の運営体制を確保するものとする。

(支援計画書作成支援事業者)

第14条 第7条第2項に規定する支援計画書作成支援を行う事業者は、法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者であること。

2 当該指定特定相談支援事業者は、法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第2章に定める運営基準と同等の運営体制を確保するものとする。

(従業者)

第15条 本事業のサービス提供に従事する従業者は、サービス提供事業者に雇用されている者のうち重度訪問介護等に従事している者であることとする。

- 2 本事業の支援計画書作成支援に従事する従業者は、指定特定相談支援事業者に雇用されている者のうち計画相談支援に従事している者であることとする。
- 3 第1項及び前項における従業者（以下、「従業者」という。）は、サービス提供を行う際にはその身分を証する書類を携行し、支給決定障害者又は民間企業から提示を求められたときは、これを提示することとする。
- 3 従業者は、サービス提供時間中は、その業務に専念することとする。
- 4 従業者は、サービス提供時間中に物品のあっせん、販売その他本事業の実施に支障を来す行為をしてはならない。

（利用者負担額）

第16条 支給決定障害者の負担額は、第6条に規定する費用の1割とし、支給決定障害者がサービス提供事業者を支払うこととするが、第7条に規定する支援計画書作成支援費については、支給決定障害者の負担を要しない。

- 2 前項の規定により算出する支給決定障害者の負担額は、同一月において、法に基づく障害福祉サービス及び千葉市地域生活支援給付事業実施要綱に基づく地域生活支援給付サービスの利用者負担額（以下「サービスの利用者負担額」という。）に、前項の規定により算出した本事業の支給決定障害者の負担額を合算した額が、法第22条第8項の規定により交付されている障害福祉サービス受給者証に記載された利用者負担上限月額（以下「利用者負担上限月額」という。）を超えるときは、利用者負担上限月額からサービスの利用者負担額を控除した額とする。

（請求及び支払等）

第17条 サービス提供事業者は、支給決定障害者に対してサービス提供を行ったときは、千葉市重度障害者等就労支援給付費請求書（様式第8号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 千葉市重度障害者等就労支援給付費明細書（様式第9号）
- (2) 千葉市重度障害者等就労支援サービス提供実績記録票（様式第10号）
- (3) 千葉市重度障害者等就労支援特別事業利用者負担上限額管理結果票（様式第11号）

- 2 指定特定相談支援事業者は、第7条第2項に規定する支援を行ったときは、支援計画書作成支援費請求書（様式第12号）を、市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項及び第2項の規定による請求があったときは、その内容を審査した上で、適当と認めるときは、支払うものとする。

(代理受領)

第18条 支給決定障害者がサービス提供事業者からサービス提供を受けた場合及び指定特定相談支援事業者から支援計画書作成支援を受けた場合、サービス提供事業者及び指定特定相談支援事業者（以下「事業者等」という。）は、委任状（第13号様式）に基づき支給決定障害者に代わって給付費等の支払いを受けるものとする。

2 事業者等は、前項による支払いを受けたときは、当該支給決定障害者に対して、受領した旨を通知しなければならない。

(調査及び指導監査)

第19条 市長は、本事業の実施に関して必要があると認めるときは、支給決定障害者若しくは支給決定障害者と世帯を同一とする者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は本市の職員から質問させることができる。

2 市長は、本事業の実施に関して必要があると認めるときは、事業者等若しくはその従業者、若しくはその他事業に携わる者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は本市の職員に関係者に対して質問させ、若しくは本事業を行う事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 事業者等は、前項の規定に基づき市長が定期又は随時に行う調査及び指導監査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

4 第1項及び第2項の規定に基づく調査及び指導監査を行う場合においては、本市の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示することとする。

(書類の整備等)

第20条 事業者等は、支給決定障害者に対する支援に関する諸記録を整備し、当該支援

の日から5年間保存することとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、高齢障害部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。